

雜 錄

國語語原考抄出數條

文學博士 大槻 文彦

伊須久波斯

古訓古事記、中_ニ神武天皇の條、弟宇迦斯、大饗を獻じ、悉く御軍に賜ふ、天皇の大御歌
宇陀能多加紀爾、志藝和那波留、和賀麻都夜、志藝波佐夜良受、伊須久波斯、久治良佐夜流。(下略、寓意ある大御歌なれど、釋解の諸書に任せて、餘は述べず)

宇陀の高城に、鴨_{シギ}張る、我が待つや、鴨は障_{サヤ}らず、伊須久波斯、鷹_{タカ}等障る。

宇陀は、大和國の東部の地名、今の宇陀郡地方なり、高城は、賊兄宇迦斯_{エウカシ}が、山に構へし要塞なり佐夜流は障るの古言にて罹_{カガ}るなり、久知は鷹の古名なり、(先輩、久治良を、鯨なりとすれど、大和

國の山地に、鯨はあらず、況んや、鰐に罹るを大饗の中に、鯨肉ありしなりと云ふ、最も肯げがはれず)

仁德紀、四十三年秋九月、依網屯倉阿弼口。捕_ニ異鳥、獻_レ於天皇、云云、此鳥之類、多在_ニ百濟、云云、百濟俗、號_ニ此鳥、曰_ニ俱知、註_ニ是、今時鷹也、倭名抄、十八「鷲、鷹鷄總名也、和名、太加、古語云_ニ俱知、兩字、急讀_ニ屈_ニ」

鷹は、我が國の野生にある鳥なり、奇異の鳥とし俱知を、百濟語と云へるは、語_{カリ}り部の談辭_{カタリゴト}なるべし、朝鮮語には、鷹を、マイと云ふ、但し、紀に飼馴_カらせ、獵_リに使ひたまひしとあれば、獵用とせられしは、此時が始ならむ。

右の大御歌の中の伊須久波斯と云ふ語、先輩、皆、久知良を鯨と解し、其枕詞なりとして、諸釋あれど枕詞にはあらず、現實の意を云ふ語にて、復_{イタ}恨とも云ふ形容詞の終止形なりと思ふ、イスカシは、違_{タガ}ふ意なり、「鴨は罹らず、たがひたり、鷹ら罹る」と釋すべきなり、此伊須久波斯といふは、此大御歌の外他に見えざる語なれば、斯く解する外なし。

雜 錄

イスカシは、即ち、イスクハシの約まりたるにて、新撰字鏡六十一「猥衆也亂也佐和加波志」とあるが、以呂波字類抄に、「闇、サハガシ」とあるに同じ、いそがはし、いそがしもあり。

神武紀「長髓彦、稟性悛悛、不可教以三人之際、玉篇「悛、悛也」説文「悛、不聽從也」國語、吳語「今、王將悛天而伐齊」註「悛、違也」悛は、悛の省字なり、徘徊を徘徊とも書けるが如し漢書高后紀。注「徘徊、猶「傍徨、不進意也」萬葉集、四十三「哭のみ泣きつつ、徘徊」イスカシマニ」とは、「イスカシキママニ」なり、萬葉集、十五「ねばたまの、夜見し君を、明くるあした、安、受麻爾にして、今ぞ悔しき、」逢はすあるまに」なり、懲りすまに、ななめせしまに、同じ、繼體紀「倭悛」續日本後紀、十九、嘉祥二年三月、長歌「世の中の、伊須賀之態を、添へ飾り、申しぞ上ぐる云云、」

右の國語吳語に「悛、違也」ともありて、タガフ、クヒチガフ意となるなり、「イスカ」と云ふ鳥は、俗に、鶺鴒の字を記して、漢語には、交際と云ふ、

寸といふも、同じ義なり、但し、中指を以て、寸を定むる也、此違ひばかり也」

景行紀、十二年十月「石、厚、一尺五寸」

皇極紀二年八月「溝瀆之流、亦復凝結、厚、三四寸」此語、後には馬の丈を度るにのみ用ゐる。

宇津保物語、吹上、下「引出物は、侍従に、さまたまの斑馬の、丈、八さばかり。云云、少將に黒鹿毛の馬、丈、ななさばかり云云」

塵添璫囊抄(天文年中の書)三、馬尺事「馬を一寸二寸といふ、云云、馬尺といふは、四尺を定めて其上を一寸二寸、云云、七寸八寸といふ、八寸に餘るを、心長に餘るといふ、云云、四尺に足らぬを、駒といふ、是れ曲尺の尺也。」

咫といふは、食指と中指を開きたる廣さなるべく後「いふ二寸ほどならむ、」あた「は開手の義、あ」は即ち開の語根、「た」は指なり、朝といふ語も、明時なり。(したは、時の古言)東も、明端なり。

古訓古事記、上四「自「我手候「久岐之子也」

神代紀、上三「自「指間「漏墮」

咫の字は、少の義を借りて用ゐたるなり、説文に

嘴の上下の。くひちがてあれば、イスカの名あるなり、正徳元年、近松門左衛門作の院本、冥途の飛脚(普通に、梅川忠兵衛と云ふ)の中巻に、「鶺鴒の嘴の、くひちがふ、心を知らぬぞ、是非もなき」

寸 咫 尺 握 尋

太古、尺度の無き時は、物の長短廣狹を度るには指又は手を以てせり、説文に「周制、寸、尺、咫、尋、皆以三人之體爲法」とあり、何處も同じことなり、されば、寸、咫、尺など、皆、手指にて度る意の語ならずば、あるべからず。

寸といふは、食指の中指の二節の長さなるべく、後にいふ一寸ほどなるべし、「き」は、切の語根、刻の義、段の意ならむ。

萬葉集、一八「玉刻春」同、十二「真刻持」貞文雜記、八「おのがたかはかりと云ふ事、舊記にあり、云云、我が身の事也、云云、食指の中の節と、上の節との間を、一寸とするなり、指をかがめてあつるなり、醫者、灸點をする時、灸する人の手指の寸を以て、灸所の寸尺を取るを、同身

長八寸、謂之咫、周尺也の義にはあらず、集韻「知天咫」註、咫、言少也、言少知天道耳、國語、晉語「文公學讀書於白季三日、曰、吾不能行也、咫聞則多矣」

古訓古事記、上三「八尺鏡、訓「八尺、云「八阿多、(尺は、咫の省字なるべし)」

神代紀、上三「八咫鏡」公望私記「凡讀咫爲阿多者、手之義也」

同紀、下「猿田彥神、鼻長、七咫、背長、七尺餘」古訓古事記、中四「八咫鳥」(「やた」といふは「やあた」の約れるなり)

尺といふ語は、食指と中指を開きたる廣さなるべく、後の五寸ほどなるべし、(今も、此の如くして物の長さを度るなり)「さか」は、指處の義、「さ」は、即ち、指の語根、「か」は、在處、住處の「か」なり、食指にて指す處の意なるべし(塚といふ語も、築處なり境も、置處なり)此語、印度の尺度に、拇指と中指とを開きたる廣さを、一磔手といふと、相似たり。

尺の字は、音を借りて記せるなり、積の字を用ゐたるもあり、(次の出典を見よ)安積、美作、朱雀

雜 錄

第三十五編第二號

一四六

など、皆音を轉用したるなり、此語、八咫曲玉として、神代よりある語なれば、漢語の十寸の尺などにはなし。

古訓古事記、上十九「八尺の曲玉」(多數の玉を貫きて、輪に作れる、緒の長さ、曲尺四尺)

同書、中(垂仁)三十三「御脛長、四尺一寸」(曲尺、二尺一寸)

萬葉集、十一「百積の船」(百は數多の意)

貞丈雜記、八「おのがたかばかり、云云、我が手の、大指と人差指をひろげて、それを五寸として物の寸を取る事なり。」

「八握鬚髯」又は、矢の長さを、「十二束、十三束」などいふ、束も、「つか」にて、手に握み、大指の外の、四本の指の並びたる幅にて、度るなり(凡そ、二寸五分)兩手をひろげたる長さを、尋といふ(凡そ、曲尺六尺)

國母 こくも

國母といふ尊稱を、近來、皇后陛下の御事に用ゐること、往往見る所なるが、是れは全く誤用なり。

此辨は、數年前、國民新聞に寄書して、掲載せられ

たることありしかど、顧みられざるやうなれば再び此に記す。

國母は、「くにのはは」とも申し、「こくも」と讀み皇太后の尊稱にして、國王の母の義なり、國民の母の義にはあらず、書經、泰誓、上篇に「元后作民父母」(元后は、大君の義、即ち、天子なり)などあるとは異なり、しかも、國母の尊稱は、御身、正しく皇后の位に立たせられて、其實の御子の、帝位を繼がせられて、然して、正しく皇太后の御稱號を受けさせられたるに申す尊稱なり、(一二の異例はあれど)

三代實錄三十、元慶三年三月廿五日「今月廿三日、淳和太后崩、既曰國母、可謂至尊、」

源氏物語四十、若菜、上七「若宮(明石中宮)は、春宮に參りたまひて、男宮生れたまへる由をなむ、深く悦び申しける、云云、若宮、國の母ともなりたまひて、願ひ満ちたまはむ世に、云云」

平家物語、六、葵の前「此人、女御、后とも、もてなされ、國母仙院とも仰かれんす、」

同、十、灌頂卷、女院御出家の事「二十二にて、皇

子誕生ありて、皇太子に立ち、位に即かせたまひしかば(安德帝)、院號蒙らせたまひて、建禮門院とぞ申しける、入道相國(平清盛)の御女なる上、天子のこくもにてましませば、世の重んじ奉ること斜ならず、

増鏡十、老の波、後嵯峨皇后「兩院(後深草帝、龜山帝)打ちつづき、出でものしたまへりし、云云

二代が國母にて、云云、」拾芥抄、中本、官位「國母云云、國母仙院堯母門」

名目抄「國母、母后、女院、」

職原抄通考「國母、治世天子御母也、」

宇津保物語、初秋の卷に、七人のこくもの容色を、繪にかかせて、胡國に送る由、記せるは、支那の漢の王昭君を云へるなるが、妃を國母と云へるは、妄なり。

佛 ほとけ

ほとけと云ふは、浮圖家の轉にて、浮圖は、佛なり、家は、道、又は、教の義、佛教の事なり、道教を道家といひ、陰陽道を、陰陽家といふが如し、佛家の戒め禪家の勤めなど云ふも、佛道、禪道なり。

佛教を、直ちに佛の事とするは、佛教の神といふを合めたる語と思はる、佛神と云ふ語、即ちほとけなり。

梵語、佛陀(Buddha)又、浮圖、浮屠といふ、知者又、覺者と譯す、佛陀を略して、佛とのみも云ふ秘藏經「浮圖、佛也、新人曰物他、古人曰浮圖、」(物他は佛陀)

廣弘明集二、「浮圖、或謂佛陀、聲相轉」(浮圖の支那の唐代の音は、ぶどなりといふ、)

「ふ」の「ほ」と轉する例は、新撰字鏡九「幘加加保利、」天治本新撰字鏡十二「幘頭、加我不利、」新撰字鏡五「葵、阿保比、倭名抄十七「葵、阿保比、」其外、利、くぶさ、くぼさ、局、つぶねつばね、」

佛足石歌(奈良朝時代)「釋迦の御足跡、石に模しおきて、敬ひて、後の保止氣に、譲り奉らむ、捧げまつらむ、」後の佛とは、彌勒佛をいふ

後漢書、傳毅傳「天竺國有神、其名曰佛、」敏達紀、十四年二月「蘇我大臣、患疾、問於卜者、卜者對言、祟於父時所祭佛神之心也」

雜 錄

第三十五編第二號 一四八

靈異記、上^{第五}、「國家起^レ災者、依^ニ隣國^一客神像置^ニ於己國內^一註客神者、佛也、」
ほとけの語原に就きては、諸説あれど、何れもおぼつかない。

親鸞聖人の善光寺和讃「疫癘、或は此故と、守屋がたぐひは、皆、共に、ほとけをりけとぞ、申しける云云、守屋が申す故、時の外道、皆、共に、如來を、ほとけと定めたり、」(如蘭社話、五)これは、欽明紀に、百濟、佛像を獻じければ、寺を建てて安置す、時に、國中、疫氣流行して、人民多く死す^スとある、此疫氣を熱氣と云へりと聞ゆ、氣は、疫氣、脚氣、など云ひて、病氣のことなり。

源平盛衰記、二、小兒讀^ニ諷誦^一事の條に、八牧判官兼隆が、伊豆の八牧の館にて、討取られ、其追善佛事の日に、法華開卷心成佛身と云ふ諷誦の心を、小兒が解きたる歌「法の花、終に開くる、やまきには、心ほとけの身とぞ成りぬる」(怨靈解脱の意か、八卷に八牧をかけたなり)松屋筆記、九十に、
「此歌にて、ホドケは、ホドケにて、物理の解釋たる義也、日本釋名に云へる説を助くべし」日本

釋名(元祿)中「舊説に曰、佛はほとけると云ふ意、解也、唐の書に、佛は覺也と云ふ義と同じ、又、一説、ほとけと云ふ、又説、ぶつと、ふ」と通ず、浮屠教也と、皆、附會せるなるべし」

東雅享保四、神祇「佛といふも、もとこれ胡神なりけり、云云、我國の語に、是を名づけて、ほとけといひしは、百濟の方言によりし所也、ほとけとは、即、これ、浮屠といふ語によりて、轉じ訛りし稱とこそ見えなれ、」

倭訓栞、ほとけ「佛をいふ、浮屠家の音なり、毎家作^ニ佛舎^一、乃置^ニ佛像及經^一、以禮拜供養するは、天武天皇の詔なり」(家の字の解、いかがに思ける)

骨法 技術のこつ

(一)人の體格。骨柄。

史記、淮陰侯傳「相人何如、對曰貴賤在於骨法」
神代紀、下七「有一貴客、骨法非常、」(火火出見尊を申す)

文心雕龍、書記篇、「法者、象也、」
(二)轉じて、法。(法の如く執り行ふ)作法。儀禮。下

略して、骨とのみも云ふ。

源平盛衰記、三、高倉宮、信連合戰、一衛府の官をけがす侍に、繩つけむ事、むげに、骨法を知らざりけり、

平家物語、一、殿下乗合、「若者共なれば、禮儀骨法わきまへたる者、一人もなし、」

同四、競瀧口の骨法、忘れじとや、鷹の羽をはいだりける的矢、一手ぞ差添へたる、」(瀧口の侍の職なり)

校定平家物語(山田孝雄)五、勸進帳、御前の骨、内證をば知らず、只、申し入れんぞ、と心得て、是非なく、御坪の内へ破り入り、大音聲を揚げて申しけるは、云云、」(是非なくは、是非を顧みず、御坪は、御庭なり、文覺が、院の御所、法住寺殿へ推參せしなり)

右の「骨」を、骨無し、又、吳音に、骨なし、と形容詞に云ふことありて、不作法なり、不躰なり、無禮なり、の意となる、又、無骨と書きて、音讀して「ぶこつ」とも云ふ、又「こちなし」を重ねて、意味を強めて、「こちごちし、」と云ふことあり、こちなし

こちなししき」と重ねたるなれば、同じ意味なり。

大鏡、上、實賴の條、佐押卿、世の手書の上^上達部。殿上人など、さるべき人人、あまた参りつどひて後に、日高く待たれ奉りて、参りたまへりければ、すこし、こつなくおぼしめさるれど、さりとて、あるべきことならねば、書きて罷りいたまふ、」

源氏物語、手習^{四十}丁數は、湖月抄なり、「粥など云云、御前に、疾くきこしめせば、寄來ていへど、云云、強ひていふも、いと、こちなし、」

類聚雜例、長元八年六月十八日、被^レ始^ニ吉事御祈之日、奏^ニ復任事^一甚無骨」

平治物語、信西南都落、興をさしまゐらせむも、無骨なれば、」

源氏物語、橋姬^{廿七}丁舊物語にかかつらひて、夜を明かしはてむも、こちごちしかるべけれ、

又、こちなし、こちごちし、無骨なりは、禮儀に習はぬ心より、一轉して、木強なり、鄙びたり、粗笨なり、の意となる、今、無骨といふ、是れなり。源氏物語、橋姬^{十六}丁氣色、賤しく、言葉だみて、

こちなげに、物馴れたる、」

同玉葛ササ「容は、いと、かくめでたく、清げながら、田舎び、こちごちしう、おはせまししかば、いかに玉の瑕ならまし」

平家物語、八、猫間「起居の振舞の無骨さ」(木曾義仲の動作なり)

(三)専ら、藝術、技術の骨法をいふ。

續古事談、五「神樂、云云、藏人盛家、其骨を得て、人長を仕りけり、云云、忠方は、歌の骨あるに因て、神樂の風俗を歌はしむ、」

落翰譜、四、井伊氏の條、關が原の戦に、島津氏の兵の落行くを、井伊直政が、徒らに兵を損ぜむを慮り、身方の兵と云ひて、見ぬ振りしてありしが「直政が兵、元と、甲斐の武田が家にありしが、頻りに、敵の由を云ひしかば、直政こらへず、追驅けて戦ひしが、果して直政も手負はれぬ、危かりし事なり、直政が士、骨法なしと、人皆、瓜彈きしたりとなり、」(此骨法は、戰術、兵機の意なり)

蘭學事始(文化、杉田玄白)大槻玄澤の蘭學「後に

は直ちに、前野良澤翁に託して、此業を學ばせしに、果して、勉強怠らず、良澤も、亦、其人を知りて、骨法を傳へし、云云、」

(四)今は、技術の氣合、呼吸を云ふ、妙處、秘訣の意なり。

「相撲のこつを知る」商賣の駄引に、こつがある」

蔗糖 蔗糖 砂糖 砂糖

此語は、梵語のシャルカラ(Sakara 甘蔗、砂糖)の首音のみ取りて、支那にて、蔗と音譯し、(出典を見よ)味甘きを以て、漢語の糖の字を添へて、蔗糖と熟語にしたるにて、梵漢雙舉の語なり、後に、草なるに因りて、艸冠を加へて、蔗とし、又、其形の沙の如くなる意に寄せて、砂糖とし、又、俗の沙の字にて砂糖として、普通に用ゐらるやうになり。

梵語のシャルカラは、西漸して、佛蘭西語 Suer獨逸語 Zucker 英吉利語 Sugar 甘味物 Saccharine となれり。

梵語の首音のみ音譯し、同義の漢語を添へて、梵語と漢語とを、雙つ舉げて、熟語としたるもの多

し、これを、梵漢雙舉といふ。

儼は、梵語、懺摩(Ksama クシヤマ)の首音、漢語にて、悔過と譯す、雙舉して、懺悔と熟語にす禪は、梵語、禪那、(Dhyana ドフヤアナ)定、又は、靜慮と譯す、これを合して、禪定といふ。

本草和名(延喜年間)下「沙糖、甘蔗汁作之、唐事物異名「蔗草」

說文「糖、飴也」

塵袋(鎌倉時代)九「沙糖は、唐のあめ也」

瑯琊代醉編「沙糖、中國元無、唐太宗時、外國貢至、問其使人、此何物云、以甘蔗汁煎成者」

本草綱目、三「沙糖、集解、甘蔗汁煎成、紫色」李時珍云、法出西域、唐太宗、始遣人傳其法入中國」

鑑真東征傳(群書類從)に、奈良朝天平勝寶六年に唐僧鑑真來朝す、其本國を發する時、船齋の數百品を載す、其中に「蔗糖等五百餘斤、甘蔗八十束」見ゆ、太宗より、百餘年後なり。

庭訓往來(元弘)十月「笋羊羹、砂糖羊羹」

異制庭訓往來(貞治)二月「砂糖、飴、甘蔗煎、壺、

五十

沙糖はすべて舶來のものなりしに、徳川八代將軍の享保年中に、甘蔗始めて、琉球より薩摩に渡りてより、諸國に栽培す、と重修本草綱目啓蒙、廿二、甘蔗の條に見ゆ。

石花菜 ころも ころもてい ころもてん

海藻の名、本名は、倭名抄に、大凝菜、俗用心太二字云「古呂布止」とあり、「ころも」は、凝疑の、ころも、と轉じたるなり、萬葉集、二十丁に、心を「妹が去去里」とも見え、神代に見ゆる淤能基呂島も、已凝島なり、大凝菜は、(小凝菜に對す)太凝菜なるを、凝菜太と云ふなり、凝菜太を、湯桶讀にして、太を、吳音に、「てい」といひ、「ころもてい」ともいふ、(體、體裁、帝、帝釋)「ころもてい、又、轉じて、」ところてん」となる、「こ」の「と」となるは、安房國にて、「心無し」を、「とどろなし」といふなどはにして、「てい」の「てん」となるは閑清縫を「かんぬひ、半平を「はんべん、大事無いを「だんない」といふが如し、菓子屋などにては、又上略して、

雜 錄

羊羹には「てん」を入れるなどいふ。

倭名抄、十七九「大凝菜、凝海藻、古留毛波、俗用心太二字」云「古呂布止」(古留毛波は凝藻葉ナリ)

七十一番歌合(文安)心太賣「孟蘭盆の、半の秋の終夜、月にすますや、我がこころてい」我れながら、及ばぬ戀と、知りながら、思寄りける、心ぶとさよ」

本朝食鑑(元祿)三「凝海藻、古訓古古呂布止今訓登古呂天」

私漢三才圖會、九十「石花菜、止古呂低牟」

こ

芭蕉句集、冬に「こを焚いて、手ぬぐひ烘る、寒さかな」といふあり、この「こ」といふは、松の枯落葉のことにて、多くは、掻きあつめて、焚物にするに云へり、この「こ」の語原を考ふるに、「松の枯葉」を下略して、「まつのこと」といひ、又、略したるかと思はる。

後漢書、鄭太傳「以膠固之衆、當解合之勢、猶下以烈風掃彼枯葉上」

いぼじり、又、いぼじりといふ、簾は、彫竹の合字なり、此語は、簾の尖のささくれたるを云ひ、蓬起の意に云ふなり。

(一)霸王樹の異名、棒狀の莖、簇出し、莖毎に、刺毛簇生して、簾の如くなれば名とす。

俚言集覽、ささらさつぼう「さぼてんに同じ」(二)財産を耗り減らして、だいなしにするを云ふ、簾の穂は、禿びて減るに因て云ふなり、耗盡の意なり。

「身代を、ささらにする、」身代を、ささらさつぼうにした、

(三)轉じて、散散、滅茶苦茶になるを云ふ、支離滅裂の意なり、此語、地方に因りて、種種に音を轉訛す。

「ささぼうさ」「ささほさ」「ちやちやほちや」「武藏國川越、青梅地方にては」「ささらほうさら」「駿河國にては、」「さつちらさつぼう」「尙あるべし」。

贅 六

ぜえろく ぜえろく
江戸人(東京人)の鄙語に、京坂人を貶して、上方ぜえろくと云ふ、是れは、京坂にて、才六といふを

第三十五編第二號

一五二

宇津保物語、菊宴、下「紅葉折りしきて、まつのこ果盛りて、菌などして、尾花色の強飯など、まゐるほどに、」この「まつのこ」は、枯松葉をいへるかと思はる。

駿河國焼津邊にては、今も「こを掻く」「こを焚く」といふ、其他の諺に、「しは、婆さんの顔にあり、」「こ」は、松の木の下にあり、などいふ、(皺と四と五とに、かけて云ふなり、)

倭訓栞、中編、こくば「四國にて落葉を稱す、こけ葉にや、竹杷をこくばがきと云ふ、」

播磨國の龍野の邊にては、松の落葉に限りて、「こく葉」「こくばがき」と云ふ、甲斐國にては、すべての木の枯落葉を「こか」といひ、「こかかきに行く」などいふ。

俚言集覽、こくも「甲斐にて、松の落葉をいふ、」(塵芥を、ごもくといふ、縁ある語なるか、尙考ふべし)

ささらさつぼう 簾先穂

ささらは、臺所道具の簾なり、さつぼうは、先穂の音轉なり、前、さつき、善程、よつほど、蜚蠊を

江戸下民の訛音にて、發音するなり、寒目を、せえのめ、大根を、でえこ、大概を、てえげえといふ類なり、(角を矯めて牛を殺し、丁寧を、御たいないさまなどといふ)

大坂にて、毛才六、上略しては、才六といふは、未熟者の意にて、人を貶して呼ぶ語なり、毛才六は毛二歳(小二歳の訛、嬉遊笑覽、十一「俗言に、若き者を罵りて、毛二歳といふ」を略して、毛歳といひ(才と書くは、才にて、歳の省字)それに、六を添へたるにて、宿六、毫六の類なり、けさいろくが、連濁にて「けさいろく」となり、それを上略するに因て「さいろく」となる。

女殺油地獄(享保、近松門左衛門作)「ちよこざいな、けさいろく」

寛間役者氣質(享保、江島屋其碩作)下、二、おるりといふ娘、市川團十郎に仇討の後見を頼む「門平、躍り出で、しばしして、かの男を引きさすり來り、此才六でござるか、娘に見すれば成程あのひと、うなづき、市川、眼に角立て、云云やいさ、けさい六め、云云」

雜 錄

痴者^{シヤ}を、こけといふ。上戸^{ジヤウコ}より下戸^{ゲコ}を、倒さまに言ひて罵る語なり、などいふ説あれど、然らず、是れを、虚假^{ソコカ}を、吳音に、虚假^{ソコカ}と云ふ佛教の語なるを、僧侶の隠語に、痴者にいひしが、廣まりて普通語となりしものと思はる、梵語の慕^モ何^カ、八寒地獄の類^{ルイ}淨陀^{ジヤウタ}の僧の隠語として、痴者^{シヤ}、痘痕^{トウコン}に用ゐしが普通語となりし類なり。

佛教の語に、心相の眞實ならず、心内と、外相と違ふことを、心に就きては、虚假^{ソコカ}心といひ、修行に就きては、虚假^{ソコカ}の行と云ふ。

安樂集に、虚假^{ソコカ}の相を示して、譬へば人ありて、父、母、師僧に、外には、孝順^{コジュン}を現じ、内には、不孝^{フコウ}を懷き、外には、精進^{シヤウジン}を現じ、内には、不實^{フジツ}を懷くが如し、といへり。

空氣^{ウキ}たる意より轉じて、歌などの、意味の淺はかなるを、虚假^{ソコカ}歌といふ。

鴨長明の無名抄の上巻に「靜縁法師、身づからが歌を語りていふ、鹿の音を、聞くに我れさへなけれぬる、谷の庵は、住み憂かりけり、」(泣

かると流るとをかけたるか」予云ふ、云云、なかれぬるといふ詞こそ、あまりに、こけ過ぎていかにぞやとおぼえ侍る、云云、靜縁、云云、いみじく、わろく、難^{ナシ}ずと思ひげにて去りぬ、云云、大夫公の許に行きて、云云、語り侍りしかば、なでふ、御房の、かかるこけ歌詠まるるぞとよ、云云、はしたなめられて侍りし、」右の意より移して、心のうつけたる者を、こけといふなり、こけ猿といふも、馬鹿猿と罵る語なり「こけの一心」こけの考へ、休むに似たり」人をこけにする「こけ威」などといふ。

運歩色葉集(天文)「長猿、コケザル」狂言記、花子「人の妻見て、吾が妻見れば、深山の奥のこけざめが、雨にしよぼぬれて、ついつくばうたに、さも似た」

空氣^{ウキ}たる事をする者を罵り呼ぶ鄙語なり、まぬけ馬鹿の意とす、此語原に、種種の説あれど、皆、附會なり、是れは、糞^{コノ}籠^{カゴ}(又、雪隠籠^{セツインカゴ})を擬人して、糞籠坊^{コノカゴバウ}といひ、癩病坊^{カサカサバウ}、狼狽坊^{オウタイバウ}、朝寝坊^{アサネバウ}、それを上略

して、「べらぼう」といふなれば、首音を濁るなり。往時、片田舎にては、厠にて脱糞したる後の肛門を籠^{カゴ}にて刮けおく者ありき、此汚穢なる語を、まぬけ者に付して、強く貶していふなり、くそたわけと云はむが如し。此語、まぬけなる心より轉じて、度を外る意となり「べらぼうに強い」(ばかに強い)などとも言はる。

萬葉集、十六^ノ八^ノ「枳殼^{カサネ}の、荊棘^{トゲナシ}刈除け、倉建てむ屎遠く放れ櫛造る刀自」刀自は、女に對しての敬稱^{ケイセイ}。

倭訓采、くし「萬葉集に、屎遠くまれ、櫛造る刀自、と詠めるも、籤^シの類なり、今も、木曾の山中に用うる厠^{カサ}のへらなりと云へり、

明の陶宗儀の輟耕錄^{テウシュリョク}に「今、寺觀、削^{セウ}木爲^キ櫛^シ、置^チ酒園中、名曰^{ナヒト}厠^{カサ}、北史齊、文宣王、嗜^シ酒淫洗、肆行狂暴、雖^{スレバ}以^モ楊惜^{ヤウシヤク}爲^キ相、使^シ進^{シン}厠^{カサ}」

松屋筆記、五十^ノ七^ノ條、厠^{カサ}、齊文宣帝の事を記して今皇國山家の百姓、或は、厠^{カサ}を用ひ、云云」

ト養狂歌集(寛文)「或人の方へ行きたまひけるに、亭主、坊主に、續飯^{ツグイ}を押させければ、押しやう惡

しきとして、穀潰^{コクツヅ}などと、叱り侍れば、詠みける「此竹を、削りて穀を、押しつぶす、これぞ實^{ソコ}の續飯^{ツグイ}べらぼう」日本永代藏(貞享)四「都傳内といふ芝居の近處、利發なる男、色色見世物を出す、或年、頭のをかしげなる者を使亂坊^{オウランバウ}と名づけ、毎日錢の山をなしぬ」

近代世事談(享保)五郎^{ゴロウ}「寛文十二年の春、大坂道頓堀に、異形の人を見す、云云、頭するどく尖り、眼まん丸に赤く、頤^イ猿^{ザン}の如し、云云、京師、東武に及び、芝居を立てて、諸人に見せける、これより、かしこからぬ者を罵りはづかしむるの言葉となれり」

松屋筆記、五十^ノ四^ノ條、べら坊「大日本王代記、百十三、寛文十二年の條に、「べらぼうと云ふ生れをこなひ京、江戸、大阪の芝居にて見せる、云云、後世愚人をべらバウといふは、これより起れり。」與清曰、碧巖錄ニ、屈棒^{クツバウ}ト云ヘルハ、マガレ棒ノ義ニテ、役ニ立タヌヤクザ棒ヲ云フ、べら坊ハ、俗ニヘヨロハヨロナドモ云テ、力ノナキ由、ヘロヘロ矢ナ

雜 錄

第三十五編第二號

一五六

ドト云フ詞モアリテ、タヨワク役ニ立タヌモノニ云フ也。

新井白蛾の半馬問（溫知叢書）に、べらばうを博徒の語として、出づる札の枚數に就きていふ語として（語原を記さず）阿房らしき事を、べらバウと隠語す、是れ、下賤の時花言葉なれども、今は通用の語となると一笑しけるとあれど、是れは却て、通用語を博徒が用ゐしなるべし。